

別表1 日常生活用具

種 目		対 象 者	耐用年数	基準額
介護・訓練 支援用具	特殊寝台 ※介護保険優先	身体障害者…下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等…寝たきりの状態にある者	8年	154,000円
	特殊マット ※介護保険優先	身体障害者…下肢又は体幹機能障害1級(常時 介護を要する者に限る。) 身体障害児…下肢又は体幹機能障害の程度が 1級又は2級(原則3才以上) 知的障害児(者)…障害の程度が重度又は最重度 難病患者等…寝たきりの状態にある者	5年	19,600円
	特殊尿器 ※介護保険優先	身体障害者…下肢又は体幹機能障害1級(常時 介護を要する者に限る。) 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に下肢又は体幹 機能障害の程度が1級で、常時介護 を要するもの(原則学齢児以上) 難病患者等…自力で排尿できない者	5年	67,000円
	入浴担架	身体障害者…下肢又は体幹機能障害2級以上 (入浴に当たって、家族等他人の介助 が要する者) 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって当該手帳に下肢又は体幹機 能障害の程度が1級又は2級で、入浴 に介助を要する者(原則3歳以上)	5年	82,400円
	体位変換器 ※介護保険優先	身体障害者…下肢又は体幹機能障害2級以上 (下着交換に当たって、家族等他人の 介助を要するものに限る。) 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって当該手帳に下肢又は体幹機 能障害の程度が1級又は2級で、下着 交換に介助を要する者(原則学齢児以上) 難病患者等…寝たきりの状態にある者	5年	15,000円
	移動用リフト ※介護保険優先	身体障害者…下肢又は体幹機能障害2級以上の者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって当該手帳に下肢又は体幹機 能障害の程度が1級又は2級(原則 3歳以上) 難病患者等…下肢又は体幹機能に障害のある者	4年	159,000円
	訓練いす ※(児)のみ	重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって当該手帳に下肢又は体幹機 能障害の程度が1級又は2級(原則 3歳以上)	5年	33,100円
	訓練用ベット	重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって当該手帳に下肢又は体幹機 能障害の程度が1級又は2級(原則 学齢児以上) 難病患者等…下肢または体幹機能に障害のある者	8年	159,200円

種 目		対 象 者	耐用年数	基準額	
自立生活 支援用具	入浴補助用具 ※介護保険優先 ※限度額内で複数回に分けて給付申請可	身体障害者…下肢又は体幹機能に障害を有する者 であって入浴に介助を要する者 重度障害児…下肢又は体幹機能障害に障害を有する 児童であって入浴に介助を要する者 (原則3歳以上) 難病患者等…入浴に介助を要する者	8年	90,000円	
	便器 ※介護保険優先	身体障害者…下肢又は体幹機能障害2級以上の者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって当該手帳に下肢又は体幹機 能障害の程度が1級又は2級(原則 学齢児以上) 難病患者等…常時介護を要する者	8年	手すりなし 手すり付き	4,450円 5,400円
	T字状・棒状のつえ	身体障害者…比較的障害の程度が軽度であり、歩 行補助つえの使用により歩行機能が 補完される者 身体障害児…原則として体幹機能障害を有する児 童のうち、歩行補助つえを用いれば 歩行が可能な児童	3年	木材製 軽金属製 ※一部夜光材付きの場合は430円を加算 ※全面夜光材付きの場合は1,260円を加算 ※外装に白色又は黄色のラッカーを使用した 場合は、273円を加算	2,310円 3,150円
	移動・移乗支援用具 ※介護保険優先	身体障害者…平衡機能又は下肢若しくは体幹機能 に障害を有し、家庭内の移動等にお いて介助を必要とする者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に平衡機能又は 下肢若しくは体幹機能障害を有し家 庭内の移動等において介助を必要と する者(原則3歳以上) 難病患者等…下肢が不自由な者で、家庭内の移動等 において介助を必要とする者	8年	60,000円	
	頭部保護帽	身体障害児(者)…転倒により頭部を強打するおそれ ある者 知的・精神障害児(者)…障害の程度が重度又は最重 度である児童又は者であって てんかん発作等により頻繁に 転倒する者	3年	スポンジ・革製(B) スポンジ・革・プラスチック製(C) ※(B)、(C)はオーダーメイドによる製品とし、 レディメイドによる製品については、基準額 の80%の範囲内の額とする 上記以外(A)	15,656円 37,852円 12,160円
	特殊便器	身体障害者…上肢障害2級以上 身体障害児…上肢障害の程度が1級又は2級 (原則学齢児以上) 知的障害児・者…障害の程度が重度又は最重度で あり訓練を行っても自ら排便後の 処理が困難なもの 難病患者等…上肢機能に障害のある者	8年	151,200円	
	火災報知器	身体障害者…障害等級2級以上(火災発生の感知 及び避難が著しく困難な者 身体障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に身体上の障害程 度が1級又は2級で火災発生の感知 及び避難が著しく困難な者 知的障害児(者)…障害の程度が重度又は最重度で ある児童又は者であって、火災発 生の感知が著しく困難な者 ※いずれも障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8年	15,500円	

種 目		対 象 者	耐用年数	基準額
自立生活 支援用具	自動消火器	身体障害者…障害等級2級以上(火災発生の感知 及び避難が著しく困難な者 身体障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に身体上の障害程 度が1級又は2級で火災発生の感知 及び避難が著しく困難な者 知的障害児(者)…障害の程度が重度又は最重度で ある児童又は者であって、火災発 生の感知が著しく困難な者 ※いずれも障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8年	28,700円
	電磁調理器	身体障害者…視覚障害2級以上(視覚障害者のみ の世帯及びこれに準ずる世帯) 知的障害児・者…障害の程度が重度又は最重度で ある者(18歳以上の者)	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	身体障害者…視覚障害2級以上 重度障害児…視覚障害2級以上(原則学齢児以上)	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	身体障害者…聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世 帯及びこれに準ずる世帯で日常生活 上必要と認められる世帯)	10年	87,400円

種 目	対 象 者	耐用年数	基準額
在宅療養 等支援用 具	透析液加温器	身体障害者…腎臓機能障害3級以上で自己連続携 帯行式腹膜灌流法(CAPD)による透 析療法を行う者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に腎臓機能障害1 級又は3級の者(原則3歳以上)	5年 51,500円
	ネブライザー(吸入器) ※同程度の～の場合、意見書必要	身体障害者…呼吸機能障害3級以上又は同程度の 身体障害者で必要と認められる者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、呼吸機能障害3級以上、 又は同程度の身体障害児で必要と 認められる者(原則学齢児以上) 難病患者等…呼吸器機能に障害のある者	5年 36,000円
	電気式たん吸引器 ※同程度の～の場合、意見書必要	身体障害者…呼吸機能障害3級以上又は同程度の 身体障害者で必要と認められるもの 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、呼吸機能障害3級以上、 又は同程度の身体障害児で必要と 認められる者(原則学齢児以上) 難病患者等…呼吸器機能に障害のある者	5年 56,400円
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者…医療保険における在宅酸素療法を行う 者	10年 17,000円
	視覚障害者用音声式体温計	身体障害者…視覚障害者2級以上(視覚障害者のみ の世帯及びこれに準ずる世帯) 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に視覚障害の程 度が1級又は2級であるもの(当該者 の世帯が単身世帯及びこれに準ずる 世帯に限る)	5年 9,000円
	視覚障害者用体重計	身体障害者…視覚障害2級以上(視覚障害者のみの 世帯及びこれに準ずる世帯)	5年 18,000円
	動脈中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	難病患者等…人工呼吸器の装着が必要な者	5年 157,500円
	正弦波インバーター発電機	在宅の身体障害者(児)又は難病患者等で、人工呼吸 器、ネブライザー、電気式たん吸引器、吸引吸入両用 器等の生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療 機器を日常的に使用している者	5年 121,000円
	ポータブル電源(蓄電池)	在宅の身体障害者(児)又は難病患者等で、人工呼吸 器、ネブライザー、電気式たん吸引器、吸引吸入両用 器等の生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療 機器を日常的に使用している者	5年 88,000円

種 目		対 象 者	耐用年数	基準額	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	身体障害者…音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 重度障害児…音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者(学齢児以上)	5年	98,800円	
	情報・通信支援用具	身体障害者…上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に視覚障害の程度が1級又は2級若しくは上肢機能障害が2級以上の者	5年	100,000円	
	点字ディスプレイ	身体障害者…視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者)	6年	383,500円	
	点字器	身体障害者…視覚障害2級以上 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に視覚障害の程度が1級又は2級の者	5年	両面書真鍮板製	10,712円
				両面書プラスチック製	6,798円
				片面書アルミニウム製	7,416円
				片面書プラスチック製	1,699円
	点字タイプライター	身体障害者…視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者) 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に視覚障害の程度が1級又は2級の者(原則として就学しているか又は就労が見込まれる者)	5年	63,100円	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体障害者…視覚障害2級以上 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に視覚障害の程度が1級又は2級である者(原則として学齢児以上)	6年	録音・再生機能付き	85,000円
				再生機能のみ	35,000円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	身体障害者…視覚障害2級以上 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に視覚障害の程度が1級又は2級である者(原則として学齢児以上)	6年	99,800円	
	視覚障害者用拡大読書器	身体障害者…視覚障害者であって、本装置により文字を読むことが可能になる者 重度障害児…視覚障害児であって、本装置により文字を読むことが可能になる者(原則学齢児以上)	8年	198,000円	
	視覚障害者用暗所視支援眼鏡	視覚障害者(難病患者等を含む)であって、夜盲又は視野狭窄等の症状を有する者で、医師の意見書等により適合が認められる者(者・児)	8年	395,000円	
	視覚障害者用時計	身体障害者…視覚障害者2級以上(原則音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者)	10年	音声式	13,300円
				触読式	10,300円

種 目		対 象 者	耐用年数	基準額
情報・意思 疎通支援 用具	聴覚障害者用通信装置	身体障害者…聴覚障害者又は発声・発語に著しい 障害を有する者であって、コミュニケ ーション、緊急連絡等の手段として 必要と認められる者 重度障害児…聴覚障害児又は発声・発語に著しい 障害を有する者であって、コミュニケ ーション、緊急連絡等の手段として 必要と認められる者(原則学齢児以 上)	5年	71,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	身体障害者…聴覚障害者であって、本装置により テレビの視聴が可能になる者 重度障害児…聴覚障害児であって、本装置により テレビの視聴が可能になる児童	6年	88,900円
	人工喉頭	喉頭摘出者(電動喉頭は、職業上又は学校教育上 真に必要な者)	—	笛式(気管カニューレを含む) 8,343円 笛式 5,150円 電動式(電池又は充電器を含む)72,203円
	福祉電話(貸与)	難聴者若しくは外出困難な身体障害者(原則として 2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等 の手段として必要性があると認められる者及びファッ クス被貸与者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに 準ずる世帯)	—	83,300円
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能障害3級以上の者であって、コミュ ニケーション、緊急連絡等の手段として必要性がある と認められる者(電話(難聴者用電話含む。))による コミュニケーション等が困難な当該者の世帯及びこれ 準ずる世帯)	—	7,700円
	視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	施設 (共同利用施設に設置することで、視覚障害者の 日常生活の便宜を図る)	5年	1,030,000円
	点字図書	身体障害者…主に、点字によって情報の入手を行って いる視覚障害者 重度障害者…主に、点字によって情報の入手を行って いる視覚障害児	—	必要と認める額

種 目		対 象 者	耐用年数	基準額	
排泄管理 支援用具	ストーマ装具 紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、 サラン・ガーゼ等衛生用品)	ストーマ造設者 3歳以上であって次のいずれかに該当する者 1.知的障害児(者)…障害の程度が重度または最重度 であって、排泄の意思表示が困 難かつ常時おむつを使用してい る者 2.高度の排泄機能障害者 3.脳原性運動機能障害かつ排泄の意思表示が困難 な者	—	蓄便袋 8,858円/月(一つ穴あたり) 蓄尿袋 11,639円/月 ※1カ所あたりの皮膚保護剤及び袋を身体に 密着させるものを含む 紙おむつ 12,000円/月	
	収尿器	高度の排尿機能障害者	—	男性用・普通型 7,931円 男性用・簡易型 5,871円 女性用・普通型 8,755円 女性用・簡易型(採尿袋20枚を1組とする) 6,077円	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 ※介護保険優先	身体障害者…下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以 前の非進行性の脳病変による運動 機能障害(移動機能障害に限る)を有 する3級以上の者(特殊便器への取替 えをする場合は、上肢障害2級以上) 重度障害児…下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以 前の非進行性の脳病変による運動 機能障害(移動機能障害に限る)を有 する3級以上の者(特殊便器への取替 えをする場合は、上肢障害2級以上) (原則学齢児以上) 難病患者等…下肢又は体幹機能に障害のある者 (特殊便器への取替えをする場合は、 上肢機能に障害のある者) (原則学齢児以上)	原則1回 (転居の例 外あり)	200,000円	